

<http://ecweb1.avexnet.or.jp/sa4web/050930info.htm>

(のまネコは)マイアヒ・フラッシュのイメージを残しつつ新たなオリジナリティを加えて

『別のキャラクター』として描き下ろされたものであり

これにより、

エイベックスの公式発表は、PVのキャラクターは「のまネコ」ではないと確定される。

よって、のまネコグッズをPVのキャラクターのように広告している全てが『不当表示』になります。

マイアヒ・フラッシュの知名度が「のまネコ」グッズ販売の一助になると考えておりました。

にも拘らずフラッシュの知名度を借りて、別キャラクターの「のまネコ」を売ろうとしている。

のまネコ = PVのキャラクターとして広告している店(ゲーセン等)を見つけたらJAROに通報。ポスター等が不当表示の場合は、そのポスターの配布元も通報しましょう。

---

製品版PVの原版には、AAキャラクターが出ており、PVとはキャラクターの口元などが違うだけで

動きもほぼ同一なため、消費者がPVを「AAキャラクターの出ているもの」と誤認する恐れがあった。

モナー等のAAキャラクターとPVのキャラクターは別のもの」と言うことをCDや広告に記載する必要があったのではないか。

のような問題があるにもかかわらず、「ネットで大人気のネコ」等の宣伝文句や、2ちゃんねる特有の顔文字やAAを宣伝に使ったものがたびたび見られた。

これらは誤認を誘発するものではないのか。

なお、上記アドレスの公式発表文に『アスキーアート文化をバック・グラウンドとしてもつマイアヒ・フラッシュの知名度が「のまネコ」グッズ販売の一助になると考えておりました。』とあり、

この宣伝方法が故意に採られたものであることは明らかです。

「恋のマイアヒ」を扱う着メロサイトなどで「2ちゃんねる出身のネコ」と書かれていたこともあった。

関連業者すら誤認するようなキャラクターは問題ではないか。

エイベックス社には、関連業者に「モナー等のAAキャラクターとPVのキャラクターは別のもの」ということを伝える義務があったのではないか。

エイベックス社は「のまネコ」のグッズ展開を始めたが、「PVのキャラクターとのまネコは別のもの」と

主張しているにもかかわらず、PVのキャラクターであるかのような宣伝を行っている。

具体的には「マイアヒ」「のまのまイエイ」等のPVを連想させるキーワードが商品そのものや広告に書かれているが、問題があるのではないか。

「PVのキャラクターとのまネコは別のもの」とグッズや広告に記載する必要があるのではないか。

html plugin Error : このプラグインを使うにはこのページの編集権限を「管理者のみ」に設定してください。

html plugin Error : このプラグインを使うにはこのページの編集権限を「管理者のみ」に設定してください。